

第3章 空家等対策の基本的方針

1 対象地区及び対象とする空家等の種類

本市の空家は広範に分布していることから、本計画の対象地区は市内全域とします。また、対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」とし、全ての建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）とします。

2 空家等に関する対策の基本的方針

(1) 所有者管理の原則

空家法第3条では、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとする。」と所有者の責務を規定しています。また、新空家条例第3条では、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。」としており、所有者等による空家等の適正管理を義務付けています。空家法や新空家条例にも規定されているとおり、私有財産である空家等は所有者等による適正管理が大原則であることを前提に対策を進めます。

(2) 空家等発生の抑制（適正管理・活用・除却の促進）

全国的な少子高齢化、人口減少社会の到来に加えて、本市では、都市部への人口流出も顕著です。このような社会状況から、今後空家等の発生が増加することは避けられませんが、発生した空家等を適正に維持管理すること、また可能なものは活用に結び付け、活用できない空家等は除却を促進することにより、周辺に悪影響を及ぼす特定空家等を増やさない対策を進めます。



(3) 特定空家等の問題解決

適正に管理されず、周辺に悪影響を及ぼしている特定空家等の所有者等に対し、空家法に基づく助言・指導、勧告、命令などや新空家条例に基づく緊急安全措置などを適切に実施することにより、特定空家等が周辺に及ぼす問題の解決に向けた対策を進めます。



基本の方針のイメージ

